

こんにちは！ 広教組です



広教組は、「働く」上での課題にとりくみ、自分もまわりも子どもたちも安心して生活できる社会をめざしています。

あなたの「安心」「元気」は、子どもたちの「安心」「元気」に必ずつながります。あなたもぜひ仲間になって、力をあわせてとりくみましょう！

広島県教職員組合(2020年度版)

〒732-0052 広島県広島市東区光町2丁目8-32

TEL (082) 264-3222

FAX (082) 264-1757

HP <http://www.hirokyouso.jp/>



安心して働き続けるために・・・「わたしたちの権利」(抜粋)

年次有給休暇(年休)

承認を必要とせず届出のみでOK(理由を言う必要はない)。1年間20日。未消化の場合は、20日を限度として繰り越し可。

体調が悪いとき

・病欠休暇

職員の負傷または疾病による休暇。上限90日(精神疾患180日)。連続6日以内の場合は医師の診断書等の証明書類も必要なし。1月以上は代替者を措置。

・病欠休職

3年以内。給料は2年目までは8割程度支給、3年目は無給。精神疾患による休職から復職する場合は、1月程度の復職プログラムあり。

家族のために

・家族看護等休暇

配偶者・父母・配偶者の父母・子・孫の看護。中学校までの子の予防接種・健診、学校等(療育施設も含む)行事への参加、臨時休校(感染症予防・気象警報等による)に係る子の世話にも使える。1年につき5日。中学校までの子が2人以上は10日。

・短期介護休暇

家族の介護または通院の付き添い、介護サービスの手続の代行、その他の必要な世話をする場合。1年につき5日。要介護者が2人以上の場合は10日。

・介護休暇

負傷・疾病・老齢により日常生活を営むのに支障がある家族の介護のための休暇。最長3年間。分割取得ができる。1月以上は代替者あり。

妊娠・出産のとき

・妊娠障害休暇

つわり等により勤務することが困難と認められる場合。14日まで。

・妊娠女性教員体育実技補助員

体育担当者及び18学級以下の小学校で体育の授業を持つ学級担任に週18時間以内で措置。プール指導の場合は、学級数要件に関係なく措置。

・妊娠養護教員への補助員

妊娠判明時から原則週18時間、総時間数72時間以内の補助員を措置。複数配置校は除く。

・出産休暇

産前8週(多胎児の場合は16週)・産後8週。

・配偶者出産休暇

配偶者の入院等の日から出産の日以後2週間を経過する日までの3日以内。

育児のとき

・育児休業

満3歳の誕生日前日まで。

・育児短時間勤務制度

小学校就学前の子の養育のための短時間勤務。パターンは、①3時間55分×5日、②4時間55分×5日、③7時間45分×3日、④7時間45分×2日+3時間55分×1日

困ったな



しんどいな



おかしいよ



様々な権利は、現場の声をもとに交渉を積み重ね、一つ一つ勝ち取ってきたものです



広教組は毎年、県や教育委員会との交渉を積み重ね、さまざまな権利の拡充や労働環境の改善にとりくんでいます。交渉で決めたこと(妥結事項)は県議会で条例改正を行い、給与・勤務条件として「確定」します。このとりくみを「確定交渉」と呼びます。

確定交渉は、私たちの給与・勤務条件を決めるとても大切なとりくみです。

長時間労働の課題

「給特法」による「定額働かせ放題」の中、業務が「増える」ことはあっても「減る」ことはほとんどありません。「勤務時間」を意識することなく、朝早くから遅くまで、土日も部活や持ち帰り仕事をするのが子どものためには「当たり前」、そういう文化が学校には根強く残っており、多くの教員が過労死ラインを超えて働いています。

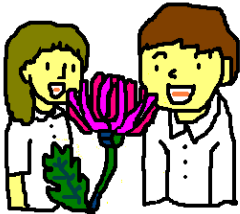
「勤務時間なんてカンケーナイ！」という空気の中で、学校事務職員、学校栄養職員は時間外勤務手当支給対象であるにも関わらず、適正に手当が支給されていない実態もあり、教育現場は、ワークルールの無法地帯となっています。

教育は「無限」ですが、教職員は「有限」です。豊かな教育のためには、教職員の疲弊した状況を変えていかなくてはなりません。広教組は、そのために、「業務の削減」、「教職員の定数増」、「給特法の廃止または抜本的見直し」が必要と考え、県教委や市町教委と交渉・協議を重ねるとともに、全国連帯でとりくみを進めています。

笑顔で子どもたち
に向き合いたい！



自分や家族との時間
も大切にしたい！



「給特法」(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)

- 1948年 公立学校の教育職員には一般の公務員より1割程度高い給与を支給し、時間外勤務手当は支給しないこととされた。
- 1949年 文部省が「教育職員には原則として時間外勤務は命じない」ことを通達。しかし、その後も時間外勤務はなくならなかった。
- 1965年 全国各地で時間外勤務手当の支給を求める訴訟が起き、次々と勝訴。
- 1966年 文部省は全国的な勤務状況調査を実施(当時は平均月8時間)。
- 1971年 職務と勤務態様の特殊性に基づき、新たに教職調整額(4%)を支給し、時間外勤務手当を支給しないとする「給特法」を制定。翌年に施行。無定量の時間外勤務を防止するため、時間外勤務命令ができる業務は、「超勤4項目」のみと限定された。

↓
臨時又は緊急のやむを得ない場合で次の業務に従事する場合のみ
①校外実習等 ②修学旅行等の学校行事 ③職員会議 ④非常災害等

臨時教職員をめぐる課題

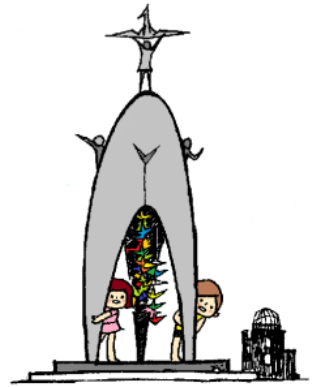
現在、多くの臨時教職員が働いていますが、給与・勤務条件の本務者との格差、任用期間切れの不安、パワハラ等の悩みをもつ職員が少なくありません。広教組は臨時教職員の仲間の課題を全体の課題としてとりくんできました。(以下、主な改善点)

- 2008 年休の時間単位の取得をすべての非常勤講師に拡大
- 2010 非常勤講師に特休を新設
- 2011 非常勤講師の週案作成等時間を拡大、 教員採用試験における受験年齢拡大(44歳以下)
- 2012 教員採用試験における臨採経験等を考慮した特別選考開始
学校事務職員・学校栄養職員の再度の臨時的任用時の空白期間を1日に短縮(最長3年)
- 2013 任用・委嘱時の健康診断書提出を廃止、 教員採用試験臨採経験特別選考の要件拡大(59歳以下・養護教員も)
前年度教員採用試験1次合格者の1次試験免除の要件拡大
- 2014 非常勤講師の特休拡大
- 2015 教員採用試験の年齢制限撤廃、 初任研後補充の非常勤講師をコマ制から勤務時間制に
常勤教員がいない教科の非常勤講師の週案作成等時間を拡大
- 2016 臨時的任用職員の年休の追加付与(実質繰越し)、 病休・介休等から復帰時の引継日措置
- 2017 病休・介休の代替者を長期休業中も措置
- 2018 学校事務職員、学校栄養職員の臨時的任用の上限3年の要件を廃止
- 2019 臨時的任用職員の再度の任用に係る「空白期間」の撤廃、年休繰越しの要件改善
- 2020 臨時的任用職員の給料の上限を撤廃し正規職員に準じて給与決定、退職手当を支給
会計年度任用職員制度スタート(休暇の拡大、期末手当の支給等)



教育の中心は子ども

広教組は、平和・人権・民主主義を基本に、子どもを中心に据えた教育実践を行っており、毎年開催する広島県教育研究集会は、今年で70回目となります。



その他にも、さまざまな学習や交流、専門部(女性部・青年部・事務職員部・養護教員部・栄養教職員部・臨時教職員部・障害児教育部)での活動を行っています。

広教組執行委員長 様

組合加入届

私は、このたび広島県教職員組合に加入します。

| | 名 前 | | 印 | 職 種 |
|---------|--------|--|----|-------------|
| | (フリガナ) |) | | |
| 共通項目 | 職 場 | 市町立 | | |
| | 生年月日 | 西暦 | 年 | 月 日 |
| | 現住所 | 〒 | | |
| | 連絡先電話 | | | |
| | 届出年月日 | 西暦 | 年 | 月 日 |
| 本務者のみ | 採用年月日 | 西暦 | 年 | 月 日 |
| | 職員番号 | | | |
| | 級号給 | 級 | 号給 | |
| 臨時教職員のみ | 任用期間 | 西暦 | 年 | 月 日 ~ 年 月 日 |
| | 任用形態 | <input type="checkbox"/> 県費 <input type="checkbox"/> 市町費 <input type="checkbox"/> 臨時的任用 <input type="checkbox"/> 任期付 当てはまる□にチェック <input type="checkbox"/> 会計年度任用フル <input type="checkbox"/> 会計年度任用パート(週 時間 分) | | |

支区・ブロック 委員長

㊟

個人情報の取り扱いについて

組合員から提供された個人情報は、広教組結成の目的に従って、組合の諸事業(組合員の労働条件の維持改善、学術研究の推進、民主主義教育の推進、教職員の研修及び福利の向上等に関する活動等)の実施や組合員データの作成・更新、統計資料の作成のほか、この組合が機関会議等で決定した事項を組合員に周知し、組合員の諸行動への参加を要請するためなどに使用します。また、広教組は、管理責任体制のもと、個人情報の適切な安全対策に努めています。個人情報の取り扱いに関する内容は、広教組ホームページ(<http://www.hirokyouso.jp/>)をご覧ください。

子どもの子も安心して学べる学校、誰もが安心して働ける職場をともにつくらう！